

高山市告示第 8 1 号

高山市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 1 7 年高山市条例第 5 号)
第 2 条第 1 項の規定により、下記の施設を管理する指定管理者を別紙のとおり公募する。

令和 8 年 8 月 3 日

高山市長 田 中 明

記

- 1 飛驒高山まちの体験交流館
- 1 飛驒高山観光案内所
- 1 久々野ふるさと公園